

Title	我商法の評価規定を論ず
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.12 (1919. 12) ,p.1555(19)- 1566(30)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191201-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

其權利に有形的暴行のみならず、道徳的壓迫を加ふるを以て、不可なりとし、一方に職工組合員に依て、強烈なる反對を受くるに至れるものなりとす。

我商法の評價規定を論ず

三 邊 金 藏

財産目録に記載す可き財産目録調製ノ時ニ於ケル價格若くは價額とは如何なる價格を意味するやの問題に對して、余輩の嘗つて抱持せるところの見解は、曩きに本誌第十卷第一號(大正五年一月)に其大要を披歴せるが如くにして、其大體の思想傾向は今日に於ても未だ大に變動するところなきなり。然れども其後に於ける余輩の思索は、自ら當時の卑説を以て、足らざる所甚だ多きものたるを免れずと爲さざるを得ざるに至らしめたり。蓋し余輩當時の見解は、一向に會計學者の通説に跟随せるものにして、隨つて商法の評價規定と會計學者の通説との間に、一見越ゆ可からざる溝渠の存するを見るや、忽ちに會計學者の此方に立ちて、彼方に立つ商法學者の所説に論難を加ふるの舉を敢てせるに止り、此兩者間に存する相違が果して如何許り大なるや、其越ゆ可からずと見ゆる溝渠は容易に之を填充して

兩者互に相往來するを得る大道を其間に開拓するを得ざるや否や等の問題は、總て之を不問に附したればなり。然かも今日更らに一段の高所に立ちて之を見れば、兩者間には互に譲歩す可き點の存するものありて、相互に之を譲れば隠れたる大道は直ちに兩者間に展開し來る可きを確言し得るものなり。

今先づ會計學者間の通説を取りて之を検するに、其主張は

固定資産の評價は一般に時價(即ち市場價格)を顧ずして其取得(買入又は製造)原價に依りて繼續す可く、流動資産の評價は同じく其取得原價に依るも時價が其よりも低き場合には其時價に依る可し。

と謂ふに在れども、他方に於て彼等は固定資産に就て減價消却を行ふ可き必要を極力主張するが故に、結局會計學者の終局に於て表はさんとする價格は、固定資産の場合には

流動資産—時價
固定資産—取得原價

流動資産の場合には、取得原價なるか、又は

流動資産—時價
固定資産—取得原價

にして、他の語を以て之を言へば是れぞ即ち會計學者の「……の時に於ける價格」なりと謂ふ可し。

然れば今會計學者にして、例へば英國に於て發表せらるゝ多數の貸借對照表に於て其實例を見るが如くに、財産目録に内側欄、外側欄の二欄を設け、其内側の欄には、資産項目に就て言へば其取得原價と是より控除す可き減價消却額とを並置し、負債項目例へば資本の如きに就ては其公稱額と未拂込株金額とを並置し、此處に於て見出されたる其差額のみを外側の欄に移し置くの方法を講ずることに同意せんならば、其立場は一層明瞭となり商法學者の了解を得る上に於て利する所蓋し鮮少にあらざる可し。即ち應て余輩の會計學者に要求する所の譲歩なるが、此要求は會計學者の通説に何等實質的の變更を加ふるものにあらざる其上に、ハットフィールド氏の如きは是に依りて世間公衆の欺瞞せらるゝ機會の減少す可きを説きて賛意を表するが如くなれば、甚しき反對に遭遇することなくして容易に許容せらる可きかと信ず。

然れども難問は、商法學者が會計學者の右の如き譲歩を以て能く自ら甘んずる

や否やに在りと謂はざる可からず。而して若し商法學者にして以上の讓歩を以て足れりとせざらんか、余輩の會計學者に要求せるところは未だ對手の意嚮を確め得ざるに早くも當事者の一方に無用の讓歩を迫りたるものに外ならずとの譏笑を免れ得ざる可し。乃ち以下轉じて商法學者の讓歩をも亦た之を要求せざる可からずとして、先づ商法學者と會計學者と互に意見を異にするに至りたる理由を考ふるに、其は前者が他くまでも客觀的価格を主張するに對し後者が遽かに之を承認するを肯せざるに基くものにして、其究極の原因は會計學者が貸借對照表作成の目的は企業經營の結果を明かにして將來の方向を定むる上の指針を得んとするに在りとなすに對し、商法學者が第三者の保護と云ふを強調して容易に之に服せざるに胎胚するものなりと謂ふを得可し。然れば兩者意見の枘格は、商法學者に於て第三者の保護なる目的は客觀的価格を附するに依りて必しも安全に達成せらるゝものにあらず、否時には却つて之が妨げとなるものなりとの事實を認めて一步を會計學者の前に譲らざる限りは到底融和の望あることなしとも謂つ可し。余輩が曩日の論文に於て特に此點を明かにせんと努めたるは即ち是が

爲めなれども、是れに對しては其は立法論、政策論の問題にして解釋論の問題にあらずとの抗議も有り得可き其上に、既に一度論じたるものを此所に再びせんも煩しければ、今は之を反覆するを敢てせずとして、全く別個の方面より商法學者の立場を檢察し來る可し。

方今一般に行はるゝ所の見解に従へば、我商法の評價規定は獨逸商法の評價規定に則りて制定せられたるものにして、従つて獨逸商法の規定に就て行はるゝ所の解釋論は又た直ちに擇りて我商法の解釋論に援用し得るものなるかの如く説かるゝの常態なるが、兩者は果して然かく互に相近似せるや否や。改正日本商法の第二十六條は改正前の同條の嚴格主義を緩和する目的を以て之を修正したるものに外ならず其上に、所謂客觀價格主義を唱ふる商法學者が商法の改正と共に其主義を改めたりとも思惟せられざるを以て、余輩が此論文に於て目的とする議論の爲めには、改正前の日本商法第二十六條を引用し、來るを以て十分なりとして、今之を獨逸現行商法及舊商法の之に對當する部分とを比較す可し。

財産目録ニハ動産、不動産、債權其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附

スルコトヲ要ス(日本商法第二十六條第二項)

Bei der Aufstellung des Inventars und der Bilanz sind sämtliche Vermögensgegenstände und Schulden nach dem Werte anzusetzen, der ihnen in dem zeitpunkte beizulegen ist, für welchen die Aufstellung stattfindet.

Zweifelhafte Forderungen sind nach ihrem wahrscheinlichen Wert anzusetzen, uneinbringliche Forderungen abzuschreiben. (財産目録及貸借対照表設定の際には總ての財産目的物及債務を其設定の起れる時點に於て是等に附與せらるゝ價格にて記載す可し。疑はしき債權は眞に近き價格にて記載す可し。獨逸改正商法第四十條)

Bei der Aufnahme des Inventars und der Bilanz sind sämtliche Vermögensstücke und Forderungen nach dem Werte anzusetzen, welcher ihnen zur Zeit der Aufnahme beizulegen ist(第二項は前同様)。(財産目録及貸借対照表調製の際には總ての財産部分及債權を其調製の時(に於て是等に附與せらるゝ價格にて記載す可し。獨逸舊商法第三十一條)

却說、日本商法に「其目錄調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス」とあるは獨逸商法に「其設定の起れる時點に於て是等に附(與)せらるゝ價格にて記載す可し」又は「其調成の時に於て是等に附(與)せらるゝ價格にて記載す可し」とあると措辭の方法を異にして然かも其意義を同ふするものなりや。若し此間に對して直ちに然

りと答ふる者あらんならば余は更らに獨逸舊商法の草案として知らるゝ左の文を引用し來りて此と彼と何れが日本商法の規定に一層近似せるやを問ふ可し。

Bei der Aufnahme des Inventars und der Bilanz sind sämtliche Vermögensstücke und Forderungen nach dem Werte anzusetzen, welchen sie zur Zeit der Aufnahme haben.

Zweifelhafte Forderungen sind nach ihrem wahrscheinlichen Werte anzusetzen, uneinbringliche Forderungen aber abzuschreiben. (財産目録及貸借対照表調製の際には總ての財産部分及債權に彼等が其調製の時に於て有する價格を附す可し。疑はしき債權には眞に近き價格を附す可し。但し回收不能の債權は之を消却す可し。)

然る時は恐らくは何人と雖も此後者こそ日本商法第二十六條の規定の實の母生みの親たることを拒まざる可し。蓋し sind... nach dem Werte anzusetzen, welchen sie zur Zeit der Aufnahme haben」とあるを「其目錄調製ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス」と譯出するの自然なるは sind... nach dem Werte anzusetzen, welcher ihnen zur Zeit der Aufnahme beizulegen ist. 又は sind... nach dem Werte anzusetzen, der ihnen in dem Zeitpunkte beizulegen ist, für welchen die Aufstellung stattfindet. を然か譯出するの不自然なるが如くに、極めて明々白々たればなり。

夫れ然り、然れども此後者と前の二者とは同一事を意味することなきや否や。
sie haben (彼等有す)と言ふと ihnen beizulegen ist (彼等に附與せられたる)と言ふとが、決して同一にあらざるを知る者は、此間に接して直ちに「否然らず」と答ふるに躊躇せざる可しと雖も、然かも斯の如き抽象的拒否は未だ以て兩者間に横はる重大なる相違を明らかにするに足らざるなり。因つて以下少しく之を辨せんに、元來彼の草案なるものは一般獨逸商法制定の際普魯西亞より提出せられたる(一八五七年)第二章案

Bei Aufnahme des Inventars und der Bilanz ist von den Waren, deren Wert auf dem Lager vermindert wird, und von den Gebäuden oder Gerätschaften, welche sich im Werte verringern oder durch den Gebrauch abnutzen, ein verhältnismässiger Abzug zu machen.

Die ausstehenden Forderungen, welche als verloren anzusehen sind, müssen ganz abschreiben, die zweifelhaften unter einem verhältnismässigen Abzuge angesetzt werden. (財産目録及貸借對照表調

格の減少を見たる商品及價格低落せるか若くは使用に因りて損耗せる建物又は什器より平常の減額をなすを要す)
(損失と見做さる可き滞り債權は全然消却せられ懸はし) (債權は相當に減額せられて記載せられざる可らず)

に對し、是は(第一)商品の品質低下に因りて生ぜる價格の減損のみを顧慮すれば可なるにて、市況の變動に基く價格減損の如きは、之を顧慮するに及ばずと云ふが如き誤解を惹起するの憂あり(第二)價格減少のみを顧みて價格増加を顧みざるの缺點あり(第三)疑はしき債權の計算に關して各所に行はるゝ商習慣を無視せるものなりとの非難を加へ、次の如き修正案を提出せるを、三對十一にて否決し去ると共に起草委員をして右本文の如くに正式に起稿せしめたるものなるなり。

修正案第一、Bei Aufnahme des Inventars und der Bilanz sind alle Aktiva gewissenhaft nach ihrem wahren Werte abzuschätzen; namentlich sind Forderungen, welche, als verloren anzusehen sind, ganz abzuschreiben, zweifelhafte Forderungen unter einem verhältnismässigen Abzug aufzunehmen, oder

„Bei Aufstellung des Inventars und der Bilanz sind Waren, Schiffe, Gebäude und Gerätschaften gewissenhaft zu ihrem wahren Werte aufzunehmen.

Die ausstehenden Forderungen, welche als verloren anzusehen sind, müssen ganz abschreiben, die zweifelhaften unter einem verhältnismässigen Abzuge angesetzt werden.“

修正案第十一, Sowohl bei der ursprünglichen als bei jeder späteren Aufnahme des Inventars und der Bilanz sind sämtliche Vermögensstücke und Forderungen nach denjenigen Werte anzusetzen, den sie zur Zeit der jeweiligen Aufnahme haben.

Uneinbringliche Forderungen sind daher ganz abzuschreiben, zweifelhafte Forderungen aber mit Rücksicht auf etwa bestehende Handelsgebräuche nach ihrem wahrscheinlichen Werte anzusetzen.

然れば、前掲の彼の草案は之を普魯西亞の此第二草案の如くに解釋す可きにして、然るときは余輩が先きに會計學者の通説を其意を損傷せずして變形すれば茲に彼等の所謂其時に於ける價格を得可しと説ける其價格と、此法案に於ける所謂「目録調製の時に彼等資産部分及債權の有する價格」とは恰かも合致するを見る次第なるが、此事は普魯西亞第二草案の前身たる第一草案を援用すれば更に一段の明瞭を加ふるを見る可し。蓋し該第一草案は殆んど全く會計學者の所説を其儘に法律化せるものと言ふも不可なき程相互に類似し居ればなり。即ち左の如し。

Bei Aufnahme des Inventars und der Bilanz werden die Waren nur zu dem Preise, für welchen sie *angeschafft* sind, und wenn der laufende Preis zur Zeit des Inventars niedriger ist, nur zu diesem niedrigeren Preise angesetzt.

Von den Waren, deren Wert auf dem Lager vermindert wird, und von den Gerätschaften, welche sich durch den Gebrauch abnutzen, ist ausserdem ein verhältnismässiger Abzug zu machen. (以下第二草案と同じければ略す) — (財産目録及貸借対照表調製の時は商品はその取得せられたるが以下なりとせば此低下せる價格のみにて記載せらる。)

在庫中に其價格の減少を見たる商品及使用に因りて損耗せる什器よりは、此外に更らに相當の減額をなすことを要す。

他方に於て獨逸舊商法の規定(第三十一條)は第二讀會に於て前掲の第一草案を殆んど暗黙の間に變更し、第三讀會を経て終に法律となりたるものにして、獨逸改正商法の規定(第四十條)は舊商法の右の規定に字句上の修正を加へて其意義を一層精確ならしめたるものに外ならざるなり。而して是等の規定に對する解釋論は、時に異論を聞かざるにあらざれども、大體に於て普通に商法學者の説く所の如くなりとすれば、此と彼とは全く反對の方向に走るものにして、其差違は誠に天地霄壤も徒ならざるものなりと謂ふ可きなり。

然り而して、我商法の評價規定は此獨逸商法の規定に基かずして、彼の第一草案より淵源したるものなること既述の如くなりとせば、獨逸商法の解釋論に倣ひて我商法の評價規定を解釋せんとするは、誠に當らざるの甚しきものにして此點に根據を有する其會計學者に對する反對論は終に成立す可かざるものなりと謂ざる可からざるなり。即ち余輩が我商法學者より讓歩を希望する所以なるが、若し彼等にして猶ほ第三者の保護を名として是に反對するあらんか、余輩は普魯西亞の委員が前掲の普魯西亞第二草案に附せる趣意書中に於て、斯の如き規定の目的は財産目録及貸借對照表作成の最良方法を商人に示教せんとするものにあらずして、第三者の利益を保護せんとするものなりと説ける事實を指摘して、余輩曩日の議論と併せ讀まんことを切に懇願せんと欲するものなり。

遮莫以上余輩の説く所にして若し商法學者の同意を贏ち得るに足るものあらんか、余輩が會計學者に讓歩を求めたるは決して徒爾ならざりしを見るに共に、兩者和親を通じ得可き大道は茲に開拓せられたるものにして、實際社會の是れに依りて享くる利益も亦た決して少々にして止まらざる可きなり。乃ち茲に之を録して敢て識者の示教を請ふものなりとす。

有限責任社員の間接責任

西本辰之助

第一、學説及び批評

合資會社の有限責任社員は會社に對して出資額の拂込を爲すの義務を負ふのみにして直接會社債權者に對して責任を負はざるや、間接責任説又は有限責任社員は會社に對して出資拂込の義務を負ふと共に會社債權者に對しても亦會社に對する出資拂込義務の存する限度に於て直接其責に任すべきや、直接責任説に就きては我國に於て今日尙議論の存する所にして此論争は合名會社の無限責任社員に關する商法第六十三條が第百五條によりて合資會社の有限責任社員にも準用せらるべきや否やに歸着するものなり。

間接責任説は大正五年大審院判決青木氏會社法論二四一頁以下松波氏改正日本會社法五五〇頁以下志田氏法學志林九卷一一號之を主張し直接責任説は松